

桑名市告示第264号

桑名市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月8日

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱等の一部を改正する告示

(桑名市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱の一部改正)

第1条 桑名市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱(平成19年桑名市告示第128号)の一部を次のように改正する。

第1条中「建設工事等」を「建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び維持業務(樹木維持業務及び除草業務をいう。)委託をいう。以下同じ。)」に改める。

第3条第2号中「(昭和24年法律第100号)」を削る。

第8条第2項中「最低制限価格」の次に「(桑名市低入札価格調査実施要綱(平成24年桑名市告示第104号。以下「低入札調査要綱」という。)に規定する低入札価格調査制度の対象となる入札の場合にあっては、低入札調査要綱第4条に規定する失格基準価格)」を加える。

第10条第1項中「速やかに」を「対し、」に改め、「旨を」の次に「速やかに」を加える。

第11条第2項中「失格とし、」の次に「予定価格の範囲内で」を加え、同条に次の1項を加える。

7 第1項の規定にかかわらず、当該落札候補者が低入札調査要綱第3条に規定する調査基準価格未満の価格で入札をした者は、入札参加資格要件を満たしていることが確認できた場合であっても落札者とせず、低入札調査要綱の定めるところにより落札者を決定するものとする。この場合において、新たに落札候補者を決定したときは、当該落札候補者の入札参加資格の審査から再度行うものとする。

第13条中「業務」を削り、「その他の」の次に「建設工事に係る業務委託の」を加える。

(桑名市建設工事等変動型最低制限価格制度実施要綱の一部改正)

第2条 桑名市建設工事等変動型最低制限価格制度実施要綱(平成23年桑名市告示第190号)の一部を次のように改正する。

第1条中「建設工事及び維持業務委託並びに測量業務及び建設コンサルタント業務等」を「建設工事等(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び維持業務(樹木維持業務及び除草業務をいう。)委託並びに測量、建設コンサルタントその他の建設工事に係る業務委託をいう。以下同じ。)」に改める。

第2条中「建設工事及び維持業務委託並びに測量業務及び建設コンサルタント業務等」を「建設工事等」に改める。

第3条第2号中「場合において、」を削り、「の額であって、」を「かつ」に、「の入札者数」を「入札をした者(以下「有効入札者」という。)の数(以下「有効入札者数」という。)」に、「それらの」を「有効入札者の行った入札のうち、金額の低い方から最低制限価格算出対象入札者数に達するまで」に改め、同条第3号中「基準価格以上の額であって、予定価格の範囲内の入札者数」を「有効入札者数」に改める。

第4条に次の1項を加える。

2 入札者のした入札が前条により算定した変動型最低制限価格を下回った場合は、当該入札を失格とする。

別表建設工事の表中「建設工事」の次に「等」を加える。

別表測量、建設コンサルタント等業務の表中「等業務」を「その他の建設工事に係る業務委託」に改める。

(桑名市低入札価格調査実施要綱の一部改正)

第3条 桑名市低入札価格調査実施要綱(平成24年桑名市告示第104号)の一部を次のように改正する。

第1条中「建設工事」の次に「(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び維持業務(樹木維持業務及び除草業務をいう。)委託をいう。以下同じ。)」を加える。

第2条の見出し中「対象」の次に「となる建設」を加え、同条各号列記以外の部分中「工事」を「建設工事」に改める。

第6条第2号中「又は」を「若しくは」に改め、「した者」の次に「又は当該申込みをしたことに

より落札候補者となった者」を加え、「最低価格入札者」を「落札候補者等」に改め、同条第3号中「最低価格入札者」を「落札候補者等」に改め、「（入札参加資格の審査を開札後に行う競争入札の場合は、落札候補者。以下同じ。）」を削る。

第7条中「最低価格入札者」を「落札候補者等」に改め、「場合」の次に「において、開札前に入札参加資格等を確認しているときは」を加える。

第11条第1項中「最低価格入札者」を「落札候補者等」に改め、同条第2項中「最低価格入札者」を「落札候補者等」に改め、「いう。）を落札者」及び「次順位者が落札者」の次に「又は落札候補者」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。